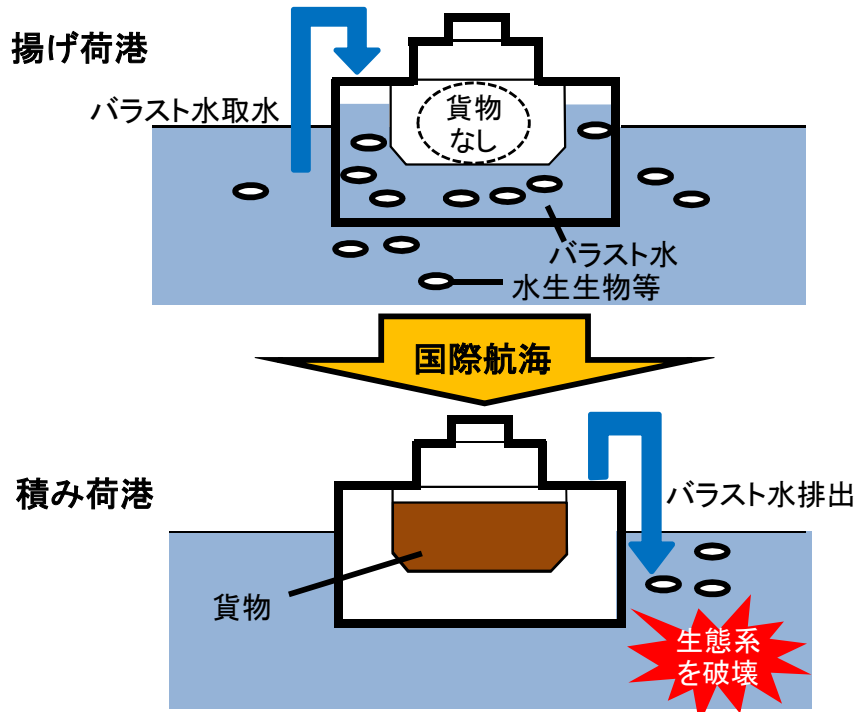


船舶バラスト水規制管理条約の概要

■ 船舶バラスト水規制管理条約の概要

バラスト水とは：船舶の安定性を保つため、「おもし」としてバラスト水タンクに注水される水



バラスト水に取り入れられた生物が、バラスト水排出とともに本来の生息地ではない場所で排出されるため、生態系の破壊等の環境問題が顕在化。

➡ 2004年に国際海事機関において、**船舶バラスト水規制管理条約**を採択。

世界での被害例



ゼブラガイによる発電所被害 (1989~2000 米国・五大湖)



ムラサキガイによる漁業被害 (1970年代~ 日本・広島湾等)

■ 目的

生物が、船舶のバラスト水を介して本来の生息地ではない海域に移入・繁殖することによる海洋環境悪化を防止

■ 内容

1. バラスト水排出規制

- ◆ 生物数・細菌数が基準値を超えるバラスト水の船舶からの排出を禁止
- ◆ このため、船舶に**バラスト水処理設備**の設置を義務付け
- ◆ 船舶に**バラスト水の管理方法を定めたマニュアル**の備置き、及び**バラスト水管理責任者**の選任を義務付け
- ◆ 船舶に**バラスト水管理の記録**を義務付け

2. 現存船へのバラスト水処理設備の設置期限

- ◆ 条約発効後の最初の国際油汚染防止 (IOPP) 証書の更新検査までにバラスト水処理設備の設置を義務付け

3. 船舶検査、証書発給、外国籍船への立ち入り検査 (PSC) 等による規制の担保

- ◆ バラスト水管理について、船舶検査、証書発給、PSC等の対象に追加

■ 発効要件・締結状況

発効要件： **30カ国以上**の国が締結し、かつ、その合計商船船腹量が世界の商船船腹量の**35%以上**となった日の12ヶ月後

締結状況： 締結国数 **52カ国**、合計商船船腹量**35.14%** (2016年9月現在。) (日本は2014年(平成26年)に締結済。)